

Q 駅の階段で転んで、近視用のコンタクトレンズを紛失しました。
労災保険で補償されますか

A

労災保険は、労働者の死亡や身体等の傷害に対して補償をし、コンタクトレンズや眼鏡等の物損への補償はありません。

ただし、治療に必要な装具等は支給が認められているものもあります。

主な装具等の支給、不支給は次のとおりです。

装具等名	支給・不支給の別
補聴器	不支給（傷病が治癒した者には、労働福祉事業から支給）
眼鏡	不支給（業務災害により、視力が0.6以下に低下したものについては、労働福祉事業から支給）
義眼	眼球摘出後眼窩保護用として支給
義歯	義歯を業務災害により破損した場合、これに要する修理は療養補償範囲に含める。
コルセット	療養上必要あるコルセットは療養の給付として支給すべき治療材料に属するものとして療養費として支給する。
歩行補助器 （松葉杖）	医療機関がこれを本人に貸与すべきであるが、療養目的をもって自己が購入した場合は、療養費として支給する。
固定装具	支給